

東三河広域連合認定有効期間の半数を超える短期入所サービスに係る事務取扱

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）において、「特に必要と認められる場合を除き、保険給付対象となる短期入所サービスの利用は認定有効期間のおおむね半数をこえないようにしなければならない」とされています。

そこで東三河広域連合として、以下のように取り扱いを定めることとします。

【認定期間の半数の考え方】

・ 認定期間のおおむね半数とは、認定有効期間日数を2で除した日数（少数点以下は切り捨て）に1

日を足した数とします。

例）認定有効期間日数 365日 $\div$ 2＝182.5 182日＋1日＝183日

※183日目から半数超え

【認定期間の半数を超える時の対応】

・ 東三河広域連合に届出書やケアプラン等の提出は不要です。（電話連絡も不要です。）

【東三河広域連合の関わり方】

・ 法令順守と介護給付費の適正化の観点から、上記の基準の順守をお願いします。東三河広域連合では、事業所を訪問又は必要書類の提出等にて実施するケアプラン点検事業にて内容を確認し、必要な助言や指導を行います。

【留意事項】

- ・ 届出書等の提出は不要ですが、一連のケアマネジメントを適切に行い、サービス提供の判断をお願いします。サービス担当者会議録や支援経過記録等に、その短期入所サービスが必要である理由を明記し、ケアプラン点検時に確認できるようにしてください。
- ・ 「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」において定められている宿泊サービスも同様の取り扱いとします。

【連絡先】

東三河広域連合 介護保険課
給付G 0532-26-8469